

令和3年4月9日 建築局住宅政策課

地域での空家の活用を総合的に支援する 新たな取組を始めます!

「第2期横浜市空家等対策計画」に基づく取組として、地域での空家の活用(地域の活 動拠点、コワーキングスペースなど、『地域活性化に貢献する施設』への改修)を総合的に 支援し、地域の活性化やまちの魅力向上につなげていくため、「空家活用のマッチング制 **度」、「空家活用の専門相談員派遣事業」、「空家の改修等補助金(地域貢献型)**」を新たに始 めます。(令和3年4月9日開始)

「空家活用のマッチング制度」の概要

横浜市内の空家等の所有者と、地域の活動の拠点を探している団体や事業者との対話の 場の設定を無料で行う制度です。

空家を相続したけど使っていない。思い出もあ るし、まだ手放したくないけど管理が大変・・・

地域のみんなが気軽に集まれる場所 を作りたい!

所有者



⑥対話の場の設定

双方の合意が得られれば・・ 横浜市市民協働推進センターのコ ーディネーター立ち合いのもと、対 話の場を設定します!

活動団体・事業者



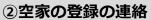
①相談・登録

⑤活用希望の連絡

①相談

③情報提供 ④活用希望







横浜市市民協働推進センター

時間:10時~17時 電話:045-451-7762

場所: そごう横浜店9階 住まいるイン

(西区高島 2-18-1) 運営:横浜市住宅供給公社 時間:平日9時~20時、土日祝9時~17時

電話:045-671-4732

場所:横浜市庁舎1階(中区本町6-50-10) 運営:市民セクターよこはま・関内イノベー ションイニシアティブ共同事業体

認定 NPO 法人市民セクターよこはま

裏面あり

2 「空家活用の専門相談員派遣事業」の概要

本市と空家等対策の協定を締結した、不動産関係団体やまちづくり NPO 法人等と連携し、 宅地建物取引士や建築士等の相談員を無料で派遣し、空家の賃貸借契約や改修、事業計画の 作成等の支援を行います。

3 「空家の改修等補助金(地域貢献型)」の概要

(1) 対象者 (いずれかに該当する方)

- ア 市民(在勤・在学可)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体
- イ アの団体の活動拠点となる空家を借り受ける事業者

(2) 対象建築物(全てに該当する建築物)

- ア 横浜市内に存する一戸建て住宅(兼用住宅を含む)
- イ 申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていないもの
- ウ 建築基準法に違反していない、特定空家等として認定されていないもの
- エ 耐震性があるもの(耐震性がない場合は、本補助等を利用し、耐震改修工事を行うもの)

(3) 対象経費と金額

	対象経費	金額
А	「地域活性化に貢献する施設」への改修を	経費の合計の 1 / 2 (上限 100 万円)
	目的とする内外装等の改修工事	
В	耐震改修工事	経費の合計の 1 / 2 (上限 100 万円)

(4) 想定件数

2件(予算額に達した時点で、受付を終了いたします。)

(5) その他

『地域活性化に貢献する施設』の判断については本市との事前協議が必要となります。

4 補助の詳細と申請先

申請にあたっては、他にも要件があります。詳しくは以下ホームページをご覧ください。 <URL>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/ <申請先> 横浜市建築局住宅政策課 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 24 階 電話:045-671-2922

「空家の流通・活用マニュアル」をリニューアルしました!

本市の空家等対策として、空家の利活用に関する制度をまとめた「空家の流通・活用マニュアル〜地域活用の手引き〜」を作成しています。空家の利活用事例や、他の支援制度も掲載していますので、ぜひホームページ等からご覧ください。

お問合せ先				
横浜市建築局住宅政策課担当課長	石津 啓介	$Tel\ 045 - 671 - 4121$		